平成２３年（フ）第１５０６２号
東京都北区赤羽西４丁目35番12号
破産者　有限会社パワードラッグ
1　決定年月日　平成24年２月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１５０９４号
東京都台東区今戸１丁目３番13号
破産者　有限会社ハジカノ商店
1　決定年月日　平成24年２月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１５０９５号
東京都台東区橋場１丁目10―10―202
破産者　初鹿野政一
1　決定年月日　平成24年２月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１５０９７号
東京都台東区橋場１丁目２－５
破産者　初鹿野賢司
1　決定年月日　平成24年２月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１５１２０号
東京都調布市布田６丁目42―１―107
破産者　石渡　克重
1　決定年月日　平成24年２月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１５１８７号
東京都足立区栗原１丁目７番20号
破産者　有限会社やまびこ
1　決定年月日　平成24年２月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１５１８８号
熊本県天草市栄町４－９、開始決定時の住所東京都足立区栗原３丁目10―３　第３栗原ハイツ101
破産者　山本　勝彦
1　決定年月日　平成24年２月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１５１９４号
東京都中央区日本橋浜町３丁目34番３号亜細亜ビル２階、登記簿上の本店所在地東京都中央区日本橋浜町３丁目45番３号
破産者　有限会社テディック
1　決定年月日　平成24年２月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１５１９５号
千葉県八千代市八千代台北12丁目12―４
破産者　熊谷　淳悦
1　決定年月日　平成24年２月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１５１９６号
東京都足立区千住緑町３丁目25番19号、商業登記簿上の本店所在地東京都千代田区岩本町２丁目１番９―1402号
破産者　株式会社クロスロード
1　決定年月日　平成24年２月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１５１９７号
東京都足立区千住緑町３丁目25―19
破産者　椎名　良之
1　決定年月日　平成24年２月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１５１９８号
東京都目黒区鷹番３―３―16　宮沢ビル、商業登記簿上の本店所在地東京都目黒区下目黒６丁目３番15号
破産者　株式会社黒船
1　決定年月日　平成24年２月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１５１９９号
東京都目黒区八雲３丁目16―17―201
破産者　分野　省次
1　決定年月日　平成24年２月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１５２３３号
東京都新宿区新宿５丁目18番11号
破産者　有限会社キャリエール
1　決定年月日　平成24年２月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１５２３４号
東京都新宿区新宿５丁目18―11―503
破産者　鵜澤　　恵（旧姓山田）
1　決定年月日　平成24年２月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１５２４７号
千葉県鎌ケ谷市軽井沢中山2149番地５
破産者　有限会社ソーテック
1　決定年月日　平成24年２月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１５２４８号
千葉県八街市みどり台１丁目５―15
破産者　中村　一夫
1　決定年月日　平成24年２月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１５２４９号
東京都江戸川区船堀２丁目６番20号
破産者　有限会社シャルリターン
1　決定年月日　平成24年２月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１５３２２号
東京都大田区大森北１丁目１番５号　ブルク大森５階、商業登記簿上の本店所在地東京都大田区大森北１丁目１番５号
破産者　協立管財株式会社
1　決定年月日　平成24年２月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１５３２４号
東京都台東区浅草橋３丁目11番１号
破産者　株式会社エースプランニング
1　決定年月日　平成24年２月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１５３３２号
東京都世田谷区砧１丁目６－１―101
破産者　杉山　明美
1　決定年月日　平成24年２月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１５３５５号
東京都昭島市大神４丁目21番11号　有限会社石塚製作所内、商業登記簿上の本店所在地東京都多摩市乞田1163番地
破産者　株式会社Ｊ．ＬＡＫＥＬＡＮＤ
1　決定年月日　平成24年２月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部